
プロジェクト	収益認識
項目	第 98 回收益認識専門委員会及び第 413 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 98 回收益認識専門委員会（2019 年 7 月 18 日開催）及び第 413 回企業会計基準委員会（2019 年 7 月 29 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

注記事項の検討－契約残高（契約資産及び契約負債の残高等）に係る開示

（契約資産及び契約負債の残高の重大な変動の説明に関する事務局の分析及び提案について聞かれた意見）

第 98 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

2. 企業に一律に定量的情報を求める必要はないと考えられ、また、開示例からは、必ずしも定性的な説明について適用上の困難さがあるとは言えないと考えられる。契約資産及び契約負債の残高の重大な変動の説明に関する事務局の分析及び提案について、基本的に賛成する。

（事務局の提案及び分析に基づく文案について聞かれた意見）

第 98 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

3. 過去の期間に充足した履行義務から認識した収益について、定量的な開示を求める提案となっているが、工事契約において契約変更等がなされるケースが多いものの、期末において進捗率を再計算した結果を損益計算書及び貸借対照表に反映しているのみで、現状、当該金額を集計する体制になっていない企業が多いと考えられるため、実務上、作成者の負担が増すと考えられる。

第 413 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

4. 過去の期間に充足した履行義務から認識した収益について、実際にどのようなものを想定しているのか、確認したい。

（対応案）

審議事項(4)-4 参照。

注記事項の検討-残存履行義務に配分した取引価格について

(残存履行義務に配分した取引価格の注記に関する事務局の分析及び提案について聞かれた意見)

第 98 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

5. 事務局の提案がおそらく現実的だと思われる。各企業の特性もあるため、残存履行義務の総額の記載でも、間違いなく将来予測にかなり有用な情報である。また、セグメント別開示の方が企業の理解に有用であると判断された場合には、セグメント別の開示を行う企業もあると考えられるが、一律に高い基準を要求する必要もないと考えられる。収益認識会計基準においては、国際的な会計基準と同等のものであり、かつ、一般的に適用できる規定とすることで十分ではないかと考える。
6. 事務局の分析に賛成である。財務諸表利用者の観点からは、実際にどれぐらい先の売上まで確度をもって見込めているのかとか、残存履行義務が過去に比してどれぐらい長期にわたって有しているかの情報により、収益の安定性や安定的に将来キャッシュフローが見込める期間を分析し、投資の判断に繋がると考えられる。1年未満の残存履行義務について詳細な開示を求めるものではなく、平均残存期間など、将来の情報に有用であると考えられるため、事務局の提案内容で十分分析に足りると考えられる。

(対応案)

事務局の提案に賛成する意見である。

注記事項の検討-重要な会計方針の注記との関係の整理

(重要な会計方針の注記と収益認識会計基準等に基づく個別の注記の関係に関する事務局の整理について聞かれた意見)

第 98 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

7. 各企業に個々の注記事項について重要な会計方針としての判断を委ねるよりも、利用者が収益を理解するための必要な情報として、通常であれば何が重要な会計方針となるのか、収益認識会計基準等において具体的な項目を示した方が利用しやすいものとする。
8. 重要な会計方針の開示について、仮に、作成者である企業の判断や財務諸表等規則

などの規定に委ねるとしても、ASBJ が重要な会計方針の開示について整理して、考え方を示すことが望ましいと考える。例えば、財務諸表等規則第 8 条の 2 第 7 号における重要な会計方針の注記「収益及び費用の計上基準」における現行の開示事項と新たに重要な会計方針として求められる注記事項との整合性や、収益認識会計基準等における「収益を理解するための基礎となる情報」を重要な会計方針として記載することについてなどを検討することが必要ではないかと考えられる。

9. 重要な会計方針に該当するものが重要であり、収益認識会計基準等に基づく個別の注記は重要ではないと理解される場合があると考えられるため、重要な会計方針として注記する場合の基準を設けない場合には、実務における適用上の困難さが生じると考えられる。
10. 企業は、本来は重要な会計方針の注記として記載する事項であっても、そのビジネスモデル等に応じた記載の内容によっては、個別の注記になる場合があると考える。しかし、重要な会計方針が 5 ステップのみの記載となる場合もあると考えており、その結果、重要な会計方針の注記の大半が収益認識に係る記載となることもあると考えられる。
11. ビジネスが多岐に渡るため、個別注記における収益の分解において、履行義務の内容と充足時点が記載されている開示例があることも理解するものの、少なくとも「履行義務の充足時点」については、通常、重要な会計方針の注記として開示されるものと考えている。
12. ASBJ が会計基準等において、どの項目が重要な会計方針の注記であるかを定めずに、企業の判断に委ねるとすると、今後、財務諸表等規則や会社計算規則などの改正において、重要な会計方針の開示についてどのように規定されるか懸念が残る。

(対応案)

審議事項(4)-2 参照。

13. 重要な会計方針の注記と収益認識会計基準等に基づく個別の注記との関係についての事務局の整理について、今後、結論の背景等において公表される予定はあるか、確認したい。

(対応案)

会計基準等の文案において検討する予定である。

第 413 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

14. 特に聞かれた意見はなかった。

表示の検討－顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失

(事務局の提案及び分析に基づく文案について聞かれた意見)

第 98 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

15. 顧客との契約から生じた債権を特定し、かつ、金融商品会計基準及び同実務指針の適用を前提とした場合、債権全体又は同種・同類の債権ごとに貸倒引当金を算定することとなることから、現行の貸倒見積額の算定を変更するものではなく、本当に影響がないと言えるか疑問が残る。また、貸倒引当金繰入額の方が多い場合には、按分して営業費用又は営業外費用とする一方、貸倒引当金取崩額の方が多い場合には按分計算が必要ないとされていて、按分計算された結果の開示の有用性には疑問があると考えられる。貸倒損失額も相殺して表示又は注記してよいか、償却債権取立益の場合の取り扱いなど、具体的にどのように計算し、その結果に有用性があるか検討する必要があると考える。
16. 会計基準文案の第 79-2 項は、相殺後に戻入益となる場合においては、営業外収益で表示する現行の金融商品に関する実務指針と異なることはないという理解でよいか確認したい。
17. 会計基準文案の第 79-2 項について、顧客との契約から生じた債権のみを対象に表示又は注記した場合、従来全体の算定と異なり損益逆転が生じ、顧客との契約から生じた債権の貸倒引当金は繰入、その他の債権の貸倒引当金は戻入になり得るなど、金融商品会計基準と齟齬が生じる可能性があるため、どちらが優先か整理が必要ではないか。

(対応案)

審議事項(4)-5 参照。

表示の検討－顧客との契約から生じた収益の表示科目

(収益の表示科目について、より具体的な指針を示すべきという意見)

第 98 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

18. 「企業の実態に応じて決めることになる」とするだけでは、表示科目の決定における判断基準が難しい。IFRS を任意適用した会社では、連結と単体で収益の表示科目が異なっている例もあり、収益認識会計基準等において、実務上の混乱を回避し、また、変更の契機となるよう、より具体的な考え方等を示すべきと考える。
19. 適用指針文案の第 105-2 項においては、「例えば、売上高、売上収益、営業収益等が考えられる」とあるが、企業が自由に表示科目の決定が可能という含意はなく、あくまで企業の実態、取引の性質に応じて表示科目を決定すべきならば、実務が分かれなないように、もう少し考え方を示した方が利用しやすい。
20. 検討にあたってスタートラインとなる例を示してはどうか。例えば、物品の販売は売上高等、サービスの提供は営業収益等を企業の実態に応じて、適切な名称を付すこととするとはどうか。

第 413 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

21. 顧客との契約から生じた収益の表示科目について、企業の実態として、慣行的に使用している表示科目がそれなりに異なると考えられるため、統一する必要はないと考えられる。一方で、企業が実態に応じて決めることを認めた場合においても、各企業間で、その表示科目が意味する内容が異なるとなると、利用者としてはあまり好ましくないため、各表示科目の意図する内容についてのガイダンスはあった方が良く考えられる。

(収益の表示科目について、企業の判断に委ねるべきという意見)

第 98 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

22. 適用指針文案の第 105-2 項においては、「売上高」も例として残っている方が、多くの日本基準適用会社にとって取り組みやすいと考えられる。別記事業の会社においては、業法の定めにより定着している表示科目もあり、会社の判断による多様性を認める規定の方が適しているように考えられる。

第 413 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

23. 顧客との契約から生じた収益の表示科目について、それほど表示科目の選択肢があるわけではないため、企業の裁量に任せてもおかしいことにはならないと考えられ

る。ガイダンスについても、各企業が、それぞれの表示科目についてある程度の印象を持ち合わせていると考えられる。

24. 顧客との契約から生じる収益の表示科目について、損益計算書のトップラインの表示をあえて分かりにくくする企業が存在するとは考えがたく、また必要以上の規定を設けることによる弊害が生じる懸念も考えられるため、事務局の提案に同意する。適用後レビューなどを行った際に、現実には生じている課題等を把握した上で、規定の仕方を検討することは考えられるものの、現時点では必要以上の規定を置く必要はないと考えられる。

(その他の文案について聞かれた意見)

第 98 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

25. 会計基準文案の第 79-3 項における「他の源泉から発生する収益と区分して」については、事務局が、具体的に何を想定しているか、現行の日本基準におけるリース取引の貸手側の収益についても含まれるか確認したい。

(対応案)

審議事項(4)-6 参照。

表示の検討－収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）の区分表示

(事務局の提案及び分析に基づく文案について聞かれた意見)

第 98 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

26. 財務諸表利用者と企業との対話において重要な情報であり、事務局の分析及び提案に関する基本的な考え方について同意する。
27. 日本基準においては、営業損益計算の区分ではなく、営業外収益又は費用において、受取利息又は支払利息として表示するという理解でよいか確認したい。

第 413 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

28. 収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）の区分表示について、履行と代金回収に 1 年以上の期間が空く場合において、実際に金融要素の提供の意図があるケースは稀であると考えられ、また我が国の現状の金利の状況を踏まえると、この利息部分が重要な金額となる可能性は相当低いと考えられるため、重要性がある場合のみ注記するという方法を検討しないのはいかがなものかと考えられる。

(対応案)

2018年3月に公表した収益認識会計基準において、会計処理については重要な金融要素がある場合に、区分して会計処理することを定めている。今回の論点は、当該会計処理されていることを前提に表示においても区分するかどうかである。金融要素を区分して会計処理することは金融要素が重要であることを前提に要求されるものであり、そのような場合には、損益計算書上に、その結果を表示することは適当と考えられる。

収益認識会計基準等に係る表示に関する設例**(事務局の提案及び分析に基づく文案について聞かれた意見)****第98回収益認識専門委員会で聞かれた意見**

29. 設例があることによって理解の助けになるため、基本的に事務局の分析及び提案内容に同意する。
30. 設例の売掛金（債権）と契約資産、返金負債と契約負債の関係性を示すため、脚注を追加し、補足説明することが考えられる。

(対応案)

設例の説明として、返金負債を認識する場合について記載した収益認識会計基準第53項と、対価に対する現在の権利を有している場合には、将来返金される可能性があるとしても債権を認識するとしている収益認識会計基準第150項に言及している。

収益認識会計基準等に係る注記に関する設例**(事務局の分析及び提案に基づく文案について聞かれた意見)****第98回収益認識専門委員会で聞かれた意見**

31. 開示例については、事務局の提案を収益認識会計基準に含めることが適切なのではないかと考える。また、IFRS第15号等から追加した場合には、開示例がチェックリスト的に記載される懸念もあると考えられるため、事務局の提案で必要十分であると考えられる。

(対応案)

事務局の提案に賛成する意見である。

その他

(開示の要求事項に関する対象会社の範囲について)

第 98 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

32. 財務諸表利用者の観点からは、全ての非上場の会社を対象に開示の要求事項を全て適用する必要があるのか疑問である。今後の専門委員会で十分な審議をして、公開草案におけるコメントの募集においても、幅広く意見を問うべきであると考えられる。

(対応案)

当委員会では、金商法に基づき作成される財務諸表のための会計基準を開発している。金商法対象企業以外の非上場会社の注記は、会社計算規則により定められる。

(これまでに審議した検討項目について)

第 98 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

33. 審議事項(4)-1 別紙検討項目一覧の【検討項目 3】注記事項(個別案件)における、代替的な取扱いの注記、契約コストの定め及び実務上の便法の取扱いについては、具体的な検討がなかったように思われるが、これまでに審議済か確認したい。

(対応案)

これらの点については、重要な会計方針に該当するか否かという観点から、審議事項(4)-2の「収益認識会計基準等の注記事項と重要な会計方針の注記との関係の整理」に含めて議論している。

以 上